



指定催しの指定通知書

石広消石第332号

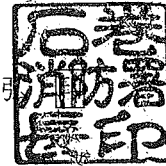
令和6年7月4日

石巻川開祭実行委員会

会長 青木 八州 殿

石巻消防署

署長 岩井 章明



石巻地区広域行政事務組合火災予防条例第42条の2第1項の規定に基づき、下記催しを指定催しとして指定したので通知します。

記

催しの開催場所	石巻駅前、立町通り、寿町通り、アイトピア通り、橋通り、広小路、仲町通り、住吉町一丁目、大橋地区、中瀬及びその周辺。
催しの名称	第101回石巻川開き祭り
催しの開催期間	令和6年8月2日(金)、8月3日(土)、8月4日(日)

教 示

この指定に不服のあるときは、この指定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石巻地区広域行政事務組合理事長に対し行政不服審査法による審査請求をすることができます。また、この指定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(この指定について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、石巻地区広域行政事務組合を被告として(訴訟において石巻地区広域行政事務組合を代表する者は石巻地区広域行政事務組合理事長となります。)指定の取消しの訴えを提起することができます。